第二十一条中「ヒユーズ」を「ヒューズ」に、「事業用電気通信回線設備」を「事業用電気通信設備」に改める。

第二十三条中「事業用電気通信回線設備」を「事業用電気通信設備」に改める。

第二十四条中「事業用電気通信回線設備」を「事業用電気通信設備」に改め、「他の」の下に「電気通信事業者の」を加える。

第五節の節名中「電気通信回線設備」を「電気通信設備」に改める。

第二十六条を次のように改める。

（適用の範囲）

第二十六条　この款の規定（第三十五条の二の四を除く。）は、二線式アナログ電話用設備（特定端末設備を除く。第三章第五節において同じ。）に対して適用する。

第二十七条中「事業用電気通信回線設備は、第三十一条」を「事業用電気通信設備は、第三十一条第二号」に改める。

第二十八条中「事業用電気通信回線設備は、次条」を「事業用電気通信設備は、次条第一号」に改め、「極性」の下に「（第三十一条第一号において「信号極性」という。）」を、「をいう」の下に「。以下同じ」を加える。

第二十九条及び第三十条第一項中「事業用電気通信回線設備」を「事業用電気通信設備」に改める。

第三十一条中「事業用電気通信回線設備」を「事業用電気通信設備」に改め、同条第一号中「第二十八条で規定する」を削る。

第三十二条中「事業用電気通信回線設備」を「事業用電気通信設備」に改める。

第三十三条中「事業用電気通信回線設備は、前条の各号」を「事業用電気通信設備は、前条各号に掲げる場合」に、「場合は」を「ときは」に改める。

第三十四条第一項中「事業用電気通信回線設備に端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号。以下「端末規則」という。）」を「事業用電気通信設備（電気通信回線設備に限る。次条第三号及び第四号において同じ。）に端末規則」に、「第三十六条の三第一項及び第三十六条の五第一項」を「及び第三十五条の十九の二第一項」に改める。

第三十五条中「事業用電気通信回線設備の」を「事業用電気通信設備の」に、「基礎トラヒツク」を「基礎トラヒック」に、「各号に」を「各号のいずれにも」に改め、同条第一号から第三号までの規定中「事業用電気通信回線設備」を「事業用電気通信設備」に改め、同条第四号中「場合」の下に「にあつて」を加え、「事業用電気通信回線設備」を「事業用電気通信設備」に改め、同条第五号中「事業用電気通信回線設備が選択信号」を「事業用電気通信設備が選択信号の」に改め、同号ただし書中「事業用電気通信回線設備」を「事業用電気通信設備」に改める。

第三十五条の二の見出し中「事業用電気通信回線設備」を「事業用電気通信設備」に改め、同条中「事業用電気通信回線設備について」を「事業用電気通信設備」に、「各号に」を「各号のいずれにも」に改め、同条第二号中「、その他」を「その他」に改める。

第三十五条の二の二第一項及び第二項中「事業用電気通信回線設備」を「事業用電気通信設備」に改め、同条第三項中「等の実施の方法及び事業用電気通信回線設備」を「その他当該制限又は停止の実施方法及び事業用電気通信設備」に改める。

第三十五条の二の四中「第三十五条の五第二項」を「第三十五条の五第三項及び第三十五条の七の二」に改め、「総合デジタル通信用設備」の下に「（音声伝送役務の提供の用に供するもののうち、特定端末設備を除く。第三章第五節において同じ。）」を加え、同条を第三十五条の二の五とする。

第二章第五節第一款中第三十五条の二の三の次に次の一条を加える。

（特定端末設備）

第三十五条の二の四　端末規則第四章第一節及び第三十五条の規定は、二線式アナログ電話用設備（特定端末設備に限る。）について準用する。この場合において、端末規則第十三条第一項及び第三十五条中「電気通信事業者」とあるのは「当該電気通信事業者」と、同条中「第四章から前章」とあるのは「事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）第三十五条の二の四において読み替えて準用する第四章第一節」と読み替えるものとする。

第三十五条の三中「事業用電気通信回線設備」を「事業用電気通信設備」に、「各号に」を「各号のいずれにも」に改める。

第三十五条の四中「事業用電気通信回線設備に端末規則第二条第二項第十三号に規定する総合デジタル通信端末」を「事業用電気通信設備（電気通信回線設備に限る。次条第一項において同じ。）に総合デジタル通信端末（端末規則第二条第二項第十三号に規定する総合デジタル通信端末をいう。以下同じ。）」に改める。

第三十五条の五第一項中「総合デジタル通信用設備」を「事業用電気通信設備」に改め、同条第二項中「、事業用電気通信回線設備と端末設備等を接続する点において二線式の接続形式を有するアナログ電話用設備」を「、二線式アナログ電話用設備」に、「事業用電気通信回線設備の」を「事業用電気通信設備の」に、「事業用電気通信回線設備」とあるのは「事業用電気通信設備と端末設備等を接続する点において二線式の接続形式を有するアナログ電話用設備」を「事業用電気通信設備」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　第三十五条（第一号、第三号及び第四号を除く。）の規定は、事業用電気通信設備（端末設備に限る。）の接続品質について準用する。この場合において、同条第二号及び第五号中「選択信号」とあるのは、「電気通信番号」と読み替えるものとする。

第三十五条の六の見出し中「事業用電気通信回線設備」を「事業用電気通信設備」に改め、同条中「事業用電気通信回線設備について」を「事業用電気通信設備」に、「各号に」を「各号のいずれにも」に改め、同条第二号中「、その他」を「その他」に改める。

第三十五条の六の二及び第三十五条の七中「総合デジタル通信用設備」を「事業用電気通信設備」に改め、第二章第五節第二款中同条の次に次の一条を加える。

（特定端末設備）

第三十五条の七の二　端末規則第六章及び第三十五条の規定は、総合デジタル通信用設備（特定端末設備に限る。）について準用する。この場合において、同条中「電気通信事業者」とあるのは「当該電気通信事業者」と、「第四章から前章」とあるのは「事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）第三十五条の七の二において読み替えて準用する第六章」と読み替えるものとする。

第三十五条の八中「第三十五条の十第二項」を「第三十五条の十第三項及び第三十五条の十五の二」に改め、「インターネットプロトコル電話用設備」の下に「（特定端末設備を除く。第三章第五節において同じ。）」を加える。

第三十五条の九中「事業用電気通信回線設備」を「事業用電気通信設備」に、「各号に」を「各号のいずれにも」に改める。

第三十五条の十第一項中「電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備」を「事業用電気通信設備（電気通信回線設備に限る。）」に、「第三十五条第二号」を「同条第二号」に改め、同条第二項中「、事業用電気通信回線設備と端末設備等を接続する点において二線式の接続形式を有するアナログ電話用設備」を「、二線式アナログ電話用設備」に、「事業用電気通信回線設備の」を「事業用電気通信設備の」に、「事業用電気通信回線設備」とあるのは「事業用電気通信設備と端末設備等を接続する点において二線式の接続形式を有するアナログ電話用設備」を「事業用電気通信設備」とあるのは「二線式アナログ電話用設備」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　第三十五条（第一号、第三号及び第四号を除く。）の規定は、事業用電気通信設備（端末設備に限る。）の接続品質について準用する。この場合において、同条第二号及び第五号中「選択信号」とあるのは、「電気通信番号」と読み替えるものとする。